

議案第 103 号

伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部改正について

伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 9 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市少子化対策推進委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市子ども・子育て会議条例

第 1 条中「伊賀市少子化対策推進委員会（以下「委員会」を「伊賀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」に改める。

第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 5 条中「委員会」を「子ども・子育て会議」に改める。

第 6 条第 1 項中「委員会の会議」を「子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）」に改める。

第 8 条中「委員会」を「子ども・子育て会議」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「委員会」を「子ども・子育て会議」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（専門部会）

第 7 条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。